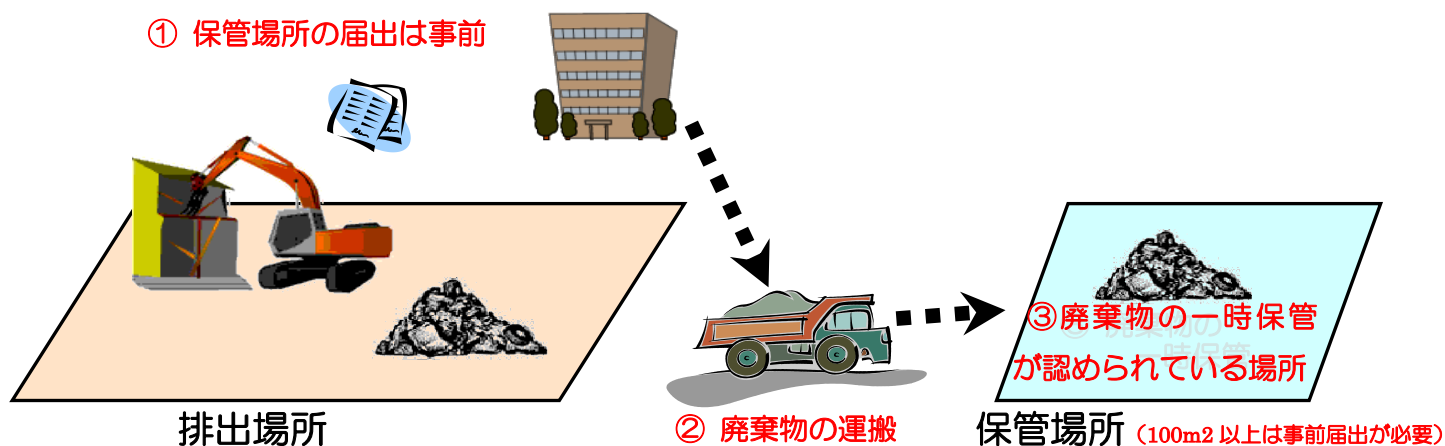


平成23年4月1日より

産業廃棄物の保管に係る届出制度が変わります。

平成23年4月1日より、事業者が自ら排出した産業廃棄物をその排出した場所以外で保管を行う場合の届出に『廃棄物処理法』に規定する届出制度が新たに設けられました。このことによって、**保管する産業廃棄物の種類及び保管場所の面積により、届出の方法が従前の県条例※による届出と新設された廃棄物処理法による届出に分かれることとなります。**

※ 県条例・・・産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例



◎ 廃棄物処理法と県条例の事前届出に関する主な違い

	廃棄物処理法	県条例
対象となる産業廃棄物	建設工事に伴い生じた産業廃棄物	すべての産業廃棄物
保管場所の面積	300平方メートル以上	100平方メートル以上
根拠条文	法第12条第3項 法第12条の2第3項	条例第7条
非常災害時の応急措置等	14日以内(注)に届出が必要	届出は不要

(注) 非常災害時の応急措置等以外の保管行為では廃棄物処理法及び県条例ともに保管を開始する前に届出を行わなければならない。

◆ 廃棄物処理法及び県条例の届出要件を同時に満たす保管は、**廃棄物処理法に基づく届出のみ**を行ってください。

<届出の対象から除外される保管>

- 産業廃棄物収集運搬業の許可又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管
- 産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に当たって行う保管
- PCB特措法第8条の届出を行った場合における当該届出に係るPCB廃棄物の保管

◆ “県条例”のみ除外される保管

- 廃棄物処理法第12条(又は第12条の2)第3項の届出を行った場合における当該届出に係る産業廃棄物の保管
- 災害のために必要な措置として応急的に行う保管

<届出の窓口>

和歌山市役所 6階 産業廃棄物課 指導班 電話073-435-1221

届出用紙がウ: http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_3/form/index.htm

0-ト-7-1